

令和7年9月16日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	澳 本 哲 也	3番	小 松 孝 年	4番	山 本 牧 夫
5番	宮 川 徳 光	6番	宮 地 葉 子	7番	矢 野 依 伸
8番	水 野 佐 知	9番	青 木 浩 明	10番	吉 尾 昌 樹
11番	矢 野 昭 三	12番	山 本 久 夫	13番	濱 村 美 香
14番	中 島 一 郎				

不応招議員

2番 浅 野 修 一

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企 画 調 整 室 長	渡 辺 健 心
情 報 防 災 課 長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環 境 政 策 室 長	宮 川 智 明	健 康 福 祉 課 長	野 村 晃 稔
農 業 振 興 課 長	斎 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産 業 推 進 室 長	秋 森 弘 伸	地 域 住 民 課 長	河 村 美 智 子
海 洋 森 林 課 長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番 小 松 孝 年 4番 山 本 牧 夫

令和7年9月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和7年9月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：6番から9番まで）

## 議事の経過

令和7年9月16日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告を致します。

浅野修一君から欠席届が提出をされましたので、ご報告を致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

おはようございます。

通告に従いまして、3件について一般質問を行います。

早速ですが、1番の、集落維持への取り組みについてであります。

令和3年度県集落実態調査実施以後の、集落維持へ受けての取り組み状況について問うものでございます。

1番目カッコ1、令和4年3月議会の一般質問に対しまして調査結果を分析、協議を行って、新たな施策につなげたいとの答弁がありました。

これまでの取り組み状況はどのようなものであったか問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

おはようございます。

それでは矢野議員のカッコ1、集落実態調査以後の集落維持へ向けての取り組みについての質問にお答え致します。

令和3年度に高知県が実施した集落実態調査は、中山間地域対策の取り組みの実施を行うことを目的に、町内50世帯以下、26集落を対象に聞き取り調査を行ったものでございます。

調整結果から見えてきたこととしましては、10年前に比べて、地域活動への参加者の減少や、将来の集落維持に不安を抱えている集落の増加、その一方で、住み慣れた地域で暮らしていきたいと希望している方が多いなど、前回調査からその傾向に大きな変化はありませんが、中山間地域の課題が進行していることが改めて明らかとなりました。

これらを踏まえ、本町では、ドローンによる遠隔地への生活物資輸送や災害時における被害状況確認など、中山間地域でのドローンの活用を図る実証事業を実施しました。また、移動の課題に関しては、既存のデマンドバスにAIを搭載し、予約システムの見直しと運行エリアの拡充を行い、デジタル技術を活用した住民ニーズの対応にも取り組んでおります。このほかにも、集落活動センターなどの拠点がない集落でのにぎわいづくり事業や、空き家の掘り起こし推進事業など、暮らし続けられるまちづくりを実現していくため、地域とともに

取り組みを進めてまいりました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

この県の調査は50世帯未満の集落の調査でありまして、山間部とは言わず、海岸部においても50世帯未満の集落があるわけで、それぞれの地域で50世帯未満の、特に課題を抱えておるということについてお聞きをしていきたいというふうに思っております。

今答弁があった中で、ドローンの実証実験が行われました。聞くところによると、山間部へ特に入っていくと、なかなか実用化に向けては課題があるというふうにはお聞きしてますけれども、今後、この実証にやった結果、町として生かせるような、活用できるようなことが考えられるかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致したいと思います。

ドローンの活用に関しましては、実証事業は本庁から集落活動センター北郷まで、買い物支援をするための飛行ルートの確認や操作手順などの検証を行いました。この結果、重量の関係で1回の飛行で1世帯分の商品しか運ぶことができず、また人件費などのコスト面からも、現時点では日常的な活用は困難というふうな結果となりました。

一方で、災害時における活用については、搭載カメラにより離れた場所でも映像を確認することができ、被災状況の調査や、行方不明者の捜索など、今後さらなる活用が図れると期待しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

なかなか物資の輸送ということについては大きく課題があろうかと思いますけれども、災害等があったときの状況確認であるとか、現場確認であるとかいうことはまた1つ活用があるのかなと思いますので、そのあたりはまた県とともに、実質できるような状況に研究をしていただきたいと思います。

次のカッコ2、今後の取り組みについてはどのように考えているかでございます。

今ほどドローンのこともお聞きは致しましたけれども、全般的にどういうふうにこの50世帯未満で明らかになった内容について町として取り組んでいくのか、そこを聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員のカッコ2、今後の取り組みはどのように考えているかの質問につきましてお答え致します。

令和3年度に実施した県の集落実態調査では、当時50世帯未満の集落は26地区、高齢化率は44.9パーセントでした。前回、平成23年度に実施した集落実態調査では、50世帯未満の集落が23地区、高齢化率は34.5

パーセントでしたので、この10年余りで人口減少に加え高齢化が進んでおり、今後、さらに集落機能の維持が困難になっていくことが懸念されます。

集落活動センターやあったかふれあいセンターなどの施策が始まった当初とは、人口構造や生活環境が大きく変化しており、より現状に即した活動が求められています。これまで実施してきた取り組みを地域とともに振り返りながら、各地区において必要な機能や生活圏域で求められる機能を整理していきたいと考えております。

また、世帯数の少ない小規模地区が増加する中で、区長のなり手がないといったご意見をいただいており、地区の存続そのものが課題となっております。こうした現状を踏まえ、集落機能の維持に向けた支援の在り方を検討し、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

総括的には、今、答弁のあったとおりだというふうに思います。

ただ、一概に集落の維持と言いましても、課題は多岐にわたるわけであります、かなり難題な状況にあることは事実でございます。

総括的には答弁をいただいたんですけども、現時点で具体的に、例えば検討している内容等があれば、お答えをお願いをします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

現時点で具体的な施策、検討している内容としましては、ここで明確なことはありませんが、これまで実施してきた各課室で行ってきた施策なんかを総合的に見ながら、どういった支援が必要なのかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

分かりましたというか、そういう答弁になろうかと思います。

次に移ります。カッコ3です。

県の調査は、先ほども答弁がありましたように、50世帯未満の集落について行いました。ただ、その中におきましても、小規模な集落においてはさまざまな分野にて深刻な状況であります、集落を維持していくために各種事業における地区負担金を軽減する必要があるのではないかというふうに考えるところですが、このことについてはどのようにお考えになるのかお聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員のカッコ3、各事業における地区負担率の軽減についての質問にお答え致します。

各種事業における地区負担につきましては、集落整備事業実施要綱や分担金賦課徴収条例のほか、防犯灯設置や有害鳥獣捕獲檻整備など、それぞれの要綱等にて規定しております。

例えば、地区に防犯灯を新規に設置する場合は、1灯当たりの補助率は3分の2となっており、残り3分の1は地区にご負担いただいております。50世帯未満の地区は町内に26地区あり、議員おっしゃるように、世帯数が少ない地区ほど1世帯当たりの負担が大きくなるという課題がございます。事業ごとに負担率を設定していますので、一律に軽減措置を講じるということは困難ですが、どういった事業が地区負担への影響が大きいのかを精査し、必要な対応策の検討を進めてまいります。

今後、各地区における収入状況の実態調査なども行いながら、制度設計のための基礎資料としたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今後、制度設計をしていくという答弁でございますけれども。

なぜこのことを私として質問で、一つの提案型で質問をするかということでございますけれども、さまざまな課題がございます。高齢化率の上昇、それに伴う支援策については、町としても一生懸命取り組んでいるということは私も理解をするところでございます。ただ、集落における世帯数、それに伴う地区の住民数の減少によってさまざまな影響を及ぼぼしていることは、もう皆さんご承知のとおりだと思います。

そこで、よく聞く声の中に、地区負担金のことが出てまいります。世帯数が少なく地区に金がなく、負担金捻出にも苦慮をしているという声を、よく従前から聞いております。地区はそれぞれの取り組みによって基本世帯ごとで区費を集めていると思いますが、このやりくりのことは、世代数の多い地区においても苦慮をしていることは同様だらうと思います。ただ、世帯数が10世帯未満、あるいは20世帯未満の地区においては、一層深刻な状況にあると聞くところでございます。先ほど答弁もございましたけれども、町としまして防犯灯の補助率のアップ、2分の1から3分の2へアップした。町道の草刈委託料につきましても、当初20円が30円、現在は45円ですかね、だんだんアップをしていっております。それから、先ほども答弁がありましたように集落整備事業の補助基準の見直し等も行ってきております。そのことは十分承知しております。

また、各地区へ町として地域維持活性化交付金で地域を支援をしておると。集落の有効な資金源として恩恵を受けているところでありますが、一律的な方式よりも、目的別に支援することの方がいろんな意味で、財政的なことであるとかいろんな意味で考えたときには一つの案ではないかという思いで、この質問をしておるところでございます。

そういう考え方の基について質問を行っておりますが、なおこのことについて、もうちょっと答弁があればちょっとお聞きをしたいんですけども。

お願いを致します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

昨年の就任以来ですね、各地区の区長様を回させていただいてさまざまの地区の内情についてお伺いをさせていただいてまいりました。まだ2地区ほど残っておりまして全てということではございませんが、かなり地

区の運営については把握ができたのかなと思っております。

ご質問の中でもありましたように、地区そのものの運営に対する不安を非常にお抱えの区長さんが多いというのは、現実です。

この中でも地区負担率とご指摘いただいておりますけれども、例えば地区負担率を下げる方がいいのか、あるいは地区負担率は据え置きで、その負担していただく地区の原資を確保するのがいいのか。具体的に言いますと、維持活性化交付金の増額ですね。そういうものがいいのかということを、これからちょっと制度設計を始めたいと思っています。特に少数世帯で構成されている地区にとりましては、やらなければならないことが分かっていてもどうしても地区負担がということで、断念をせざるを得ないというような状況も数多くお聞きを致してまいりました。それらがしっかりと解消されるための制度設計を進めてまいりたいと思います。

なかなかですね、原資だけの確保とか、負担率の軽減とか、それだけで地区の運営がこれから円滑に継続できるのかというと、なかなかそれだけでも厳しいところがございます。例えば、地区を運営していくための主体ですね。具体的に言いますと区長さんのなり手がいないとかですね、役員さんのなり手がいないとか、そういう相談も種々受けてまいりました。地区の運営ですので、本来ですと自治の最前線でございまして、行政が過度に介入することはですね、本来は慎重であるべきです。しかしながら、そもそも言ってられない状況が現在続いているとおりまして、制度設計を早急に求められるというのは自分たちの認識をしているところです。引き続き、制度設計についての協議を具体的に進めてまいりたいと思います。

また、さまざま、今回区長様からしかご意見をお伺いしておりませんで、一番大事なのはですね、地域でお暮らしになってる皆さまの生活実態がどうなのか、あるいはその生活を地域で守り続けていくために、その地区の運営がどうあるべきなのは、恐らく地区で一度、抜本的にご協力をいただく必要もあるかと思っています。その内容につきましても地区の方に打ち返しができればなど、タイミングを見て打ち返しをさせていただきたいと思っております。

地区と行政がしっかりと手を組んで、地域を円滑に運用できるよう、制度設計を進めてまいります。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

集落の維持といいましても、多岐にわたるわけでございます。1つのことだけで打開ができるような話でもございません。地域の抱えておる悩みっていうのは、高齢者の問題であるとか人口減少であるとか、いろいろあるわけですけれども、やっぱその集落の環境と申しますか、そういうものを維持していく手立てっていうものが、その中でも私なりに考えたときに必要じゃないかという思いで、質問をしたところです。

先ほど補助率の見直しもだんだんとされてきて、地域としてはうれしい話ですけれども、やっぱちょっと、全方位的にはなかなか支援も難しいだろうと。それは、地域それぞれにいろんな課題がある。だけど、このことについては一定共有している課題かなという思いで提案をさせていただきました。

この小集落のことについては、町長も再登壇をされて、意識をこのたびの打開的に向けて検討せないかんいうお話を聞いたこともございました。私としては1つの提案があったんで、3番目として質問をさせていただきました。このことも含めて、また今後、来年度の予算に向けて検討していただければと思いますので、よろしくお願いを致します。

次の質間に移ります。

町道の維持管理についてでございます。かつて私も一度質問したことがあるかもしれませんけれども、再度お聞きをさせてもらいます。

カッコ1、町道の維持管理上のパトロールなどをどのように実施し、情報収集をしているかについて問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、町道パトロールの実施、情報収集についてのご質問にお答えを致します。

町道のパトロールは、基本的に職員により月に2回を定期的に実施し、道路の情報収集を行っております。そのほか、土木係職員が稼働中である工事現場へ向かう際や、土木係以外の町職員からの報告、また、住民の方からの情報により現地確認を行い、収集を行っているところでございます。

台風や大雨等の異常気象時にもパトロールを実施し、道路の状況を確認しております。

点検は主に路面状況、道路上の建築限界の確保状況、ガードレール等の附属施設の健全性等について点検をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

担当課の職員含め、全町的に職員が出向いていくときに状況確認をするようにしておるということあります。それはいいことだなというふうに思うところでございます。

ただ、その情報収集をするに当たってですね、特に担当課以外の職員さんに対して、どういうところの視点を持つていうことをもう少しといいますか、すごく共有していただいて情報収集に努めていただきたいというふうに思います。そういうふうにやっていただいておるということですので、なお細かく集計をして対応しなければならないものについてはお願いを致します。

次の質問であります。

カッコ2、町道上の高枝除去の必要性がある個所の現場の把握と対処、また、枯れ木倒木の恐れでございます。こういった場合の対応はどのようにされているのか、お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、町道の高枝除去、枯れ木への対応についてのご質問にお答え致します。

高枝除去の必要性がある個所とは、一般的に、道路交通に支障のある建築限界と、将来的に枝折れや倒木により道路交通に支障を来す可能性がある個所と考えております。どちらとも、先ほど説明させていただきましたパトロールや住民の方からの情報等により、現場の把握を行っているところでございます。

高枝除去の必要性が確認されたときの対処につきましては、基本的に、まず立ち木個所の土地所有者の確認を行います。個人所有等の道であると確認したときは、土地所有者に状況を報告し、土地所有者による伐採等の対応をお願いをしております。

建築限界の支障となっている個所の緊急性の高い個所につきましては、道路管理者である黒潮町で伐採等を行う場合もございます。枯れ木倒木の恐れがある場合の対応につきましても、まずは同様に土地所有者へ連絡し、土地所有者による伐採等をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

法律等から言えば所有者のところに入るかもしれませんけど、現実的にはなかなか不可能な、不可能とは申しませんけれども、なかなか難しい面があると。

建築協会がいくことについては、必要性に応じてそこを実施をされておるということですけれども、町道路線につきましても多くの路線が町内にあろうかと思います。それぞれの地域の本線的なところについてはよく目につくんですけれども、もう少し入った町道等についてはあんまりなかなか、現状からいいたら、多く木がかぶっておるとか、通行上支障になることが多いところが多々見受けられます。全面的にそれを町の方で一気にというわけにはまいりませんが、その状況に応じて、今後も続けていただきたいというところを思います。

そこで、1つ私思うんですけども、その除去であるとか、伐採であるとかいうようなことにつきましては、基本的には町の直営方式なのか、あるいは業者さんへの委託なのかという手法もあろうかと思います。そこで、作業度合や危険性の問題もあって、なかなか難しい面もあるかもしれませんけれども、比較的簡易に、安全性ももう少しうつとした団体グループもあったりもしますが、そういうところに委託といいますかお願いをしてやる手法というものは取れないんだろうかな、というふうに考えるところですが。

そのあたりについてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、黒潮町における個人所有である立木の伐採の支援制度はございません。

ただ、町道沿いの支障を来る樹木とか、今後倒木等の可能性がある樹木等の地区による伐採に対して、補助の要望も上がってきているところでございます。町としましても、このような個所多くあるので、そういったところ、地区の方にやっていただくというのも方法の一つだと思っております。

そうした中、やはり今後一定の条件を対象とする必要はございますけども、その制度を検討しているところで、要綱の制定に向け、現在協議をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

当然これをやっていくとなれば、どういう状況でどのように委託方式制度をつくっていくのかという、今後検討が必要だろうと思います。

そうやって、直営ではなくて簡易にできる。比較的安全性も保たれると。それが各地域全域ができるとは、当然思いませんけれども、そういうところがあるならば、それも一つの手だてだろうというふうに思いますので、そのことはまた検討をしていただきたいというふうに考えてるところです。

この質問については、もう以上で終わります。

次の質問に移ります。

3番、保育料の完全無料化についてであります。

カッコ1、子育て支援の一環として保育料の完全無償化に取り組むべきではないかということでございます。このことにつきましては昨年の12月議会で質問をしたところでもあります、子育て支援策もさまざま、その当時の答弁では要望もあり、今後精査をしていきたいというふうな答弁であったかと思います。

子育て支援の生活環境、教育環境また健康増進など、積極的に取り組んではいるということは承知をしておりますが、この4月から給食費の無料化に続いて、子育て世帯の経済的な支援として実施すべきではないかという思いが、私にはございます。

その点について、再度お願いを致します。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員のご質問にお答えを致します。

令和6年12月議会でお答え致しましたとおり、子育て世帯への経済的支援は、少子化対策や子どもの健やかな成長を支える上で、重要な施策の一つであると認識をしており、国の動向や社会情勢の変化を踏まえながら総合的に検討を進めてまいりました。その後、第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子ども・子育て支援会議でも議論を始め、近年の物価上昇や国の制度の動向を踏まえ、関連部局と協議を重ねてまいりました。

その結果、子ども子育て支援の主要課題である、保育料の無償化、在宅子育て応援補助金制度、学校給食無償化のうち、全ての子どもに公平に行き渡る施策として、学校給食の無償化を優先的に実施することと判断を致しまして、令和7年度から取り組んでいるところでございます。

一方で保育料の完全無償化につきましては、社会保障制度との整合性、在宅子育て世帯等の公平性、0歳から2歳児の子どもを持つ家庭の経済的負担と保育士確保の課題、育児休業制度との関係、さらには未入所児への支援など、多面的な課題が絡んでおり、現時点では町独自に実施することは困難であると考えておるところでございます。

しかしながら、保育料の無償化が子育て支援における重要な選択肢であることは十分に認識をしており、今後も国や県の動向を注視しつつ、持続可能で公平性のある子育て支援策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今ご答弁があったとおり、この保育料の無償化につきましては、いろいろな課題も多いかというふうには私も思っております。

本来ならば、国が給食費も含めて保育料も、今の日本の状況を考えたときには、もう少し踏み込んだ方策をとってくるべきだろうというふうに思うところです。異次元の少子化対策というふうに国の方も打ち出しているけれども、現在の状況を見ておると、なかなかそこまで踏み込めない状況にあろうかというふうな思うところであります。

何で保育料の無償化、質問では完全無償化というふうに問うておりますけれども、育児休業取得制度のこともあつたり、いろいろございます。バランス的なことのご答弁があったわけですけれども、それを飛び越えたとしても、黒潮町の今、出生数30名台ですかね、今後ももう少し減少していくかもしれません。そういう推移が見込められております。

黒潮町が将来にわたって黒潮町として維持していく上においては、やっぱりこの子どもたちっていうんですか、年齢層の若い者たちが居住をして生活をしていただくということが、将来の黒潮町の維持っていいですか、活力ある維持をして支えてくれると。ほんで町としては、いろんな移住の問題であったり、空き家対策をやつたりして取り組んでくれております。ただそれを考え、そこは評価して今後も続けていただきたいというふうに思うんですけども、このままの推移を今後も続けていく。もうなかなか抜本的なこれも施策がありませんけれども、一つとして何ができるのかということを思ったりするところです。財源も当然要ります。しかしながら、黒潮町が10年先も20年先も、人口減少は当然していく、このことはもう仕方ないことですが、その中の割合としてどの年代層にしていくか。もうそれはもう皆さん共通しちょことですけど、そこやっぱ手を打っていくべきではないかというふうに考えるから、再度の今回質問をしておるところでございます。

学校給食費のこと、私ここへ6年ちょっとなりますけど、ここへ立たさせていただいて。これも、今まで学校給食費のこといろいろ多くの皆さんが質問をしてまいりました。そのときの答弁の内容を思い出すわけですけれども、教育関係においても多くの課題を要しておると。で、学校給食費より、そのほかのことについて力を入れていきたいんだというような趣旨のご答弁であったかというふうに思います。

ただ、今回、大西町長が再登板された中で、この学校給食費の無償化に取り組まれました。これは、私としてもすごくいいことだと思ってます。それはやるに当たっては、町長の政策判断もあったところだろうというふうに考えます。

そういうことからして、今回、徳島県においても、県としての9月1日からの無償化に入ったと思います。それぞれの県が、それぞれの自治体が課題を抱えておって、何を優先していくべきか。財源的なことも考えたりするわけですけれども、ぜひともこのことについて、今後も検討をしていただきたいというふうに思うがですけれども。

もう一度、お伺いを致します。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

黒潮町の子どもたちの教育行政を預かる者と致しまして、まさに今、矢野議員からご指摘いただきました課題については十分承知をしたところでございまして、その思いでございます。

今後もですね、さまざまな角度から検討を重ねてまいりましてですね、できるところは対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

私もそのことは一定は理解はするんですけども、何かをしていかなければならない。何かしていくことはいっぱいあろうと。だけど、やっぱり今の物価高騰で大変、どの世帯もすれども、苦しいものがございます。特に子育て世帯においては、経済的な負担も多いだろうというふうに思います。保育料の金額も大きなものでございます。

で、私は完全無償化というふうに問いましたけれども、0歳児、まあ3歳未満のことについて、要件を緩和する手法もあるんじゃないかというふうに思っております。保育料の徴収額すれども、1,600万、6年度決

算ですかね、広域的な部分も 500 万程度ございます。そういう面からすれば金額は多いかなと思いますけれども。

ぜひとも将来の黒潮町いうことを考えていただいて、また再度、検討をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

通告書に基づいて、2 点の質問を致します。

最初は、防災についてです。

9 月は防災の月です。全国どこでも、防災について身近に考えることは大事なことだと思います。特に近年は、全国では、記憶がまだ新しいうちに次々と災害が起り、今年はカムチャッカ半島地震など、世界からのニュースも伝わってまいりました。

カッコ 1 に入ります。

今年は全国各地で線状降水帯の発生が頻発し、1 日に降った雨の量がその月の 1 カ月分の量に匹敵すると。それほどの量が全国各地で起きまして、豪雨土砂災害見舞われたニュースが次々とありました。

今後、線状降水帯の発生が黒潮町には来ないという保障は何もありません。

全国どこの地域でも起り得る災害になってきた豪雨災害ですが、町としては日頃から備えていると思いますが、総論的なところで答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、豪雨、土砂災害への黒潮町としての備えについてのご質問にお答え致します。

大雨の可能性がある場合、情報防災課にて高知気象台等から情報収集を開始します。

職員配備体制としましては、大雨や洪水警報の発表時の第 1 配備として 6 名を配備します。台風接近など、今後の気象状況に警戒が必要な場合は、第 2 配備としてさらに 15 名の増員を行い、計 21 名体制とします。さらに、気象状況に厳重な警戒が必要な場合や、避難情報の発令を検討する場合は第 3 配備として 21 名増員し、42 名態勢と致します。

また、被害発生が確実視される、災害が発生、被害が甚大などの状況により、第 4 配備から第 6 配備まで体制を敷いております。

なお、災害対策本部につきましては、状況に応じて第 3 配備から設置することとしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

行政としては本当に、1 次、2 次、3 次、4 次というふうに、状況に合わせていろんな配備をされているということを知りました。

この 1 週間ですね、線状降水帯のニュースが続きまして、記録的大雨が全国各地で降ってきたと先ほども言いましたけども、都会ならではの災害があって、都会では生活道路が川となったり、マンホールから水が溢れ

てきて道路が盛り上がって大変なことになったりですね、また地下街とか、地下の駐車場などに水が流れ込んだり、交通網に大きな影響が出たりして人々の暮らしに大きな打撃を与えています。

中山間地の黒潮町では、そのような都会的な話は違いまして、線状降水帯によるあれだけの雨が降ったとしたら大きな土砂災害の危険性もあると考えられます。

今、全体的なこういう装備をしていると。マニュアルに沿っていろんなものを作ってるという完全なところ、まず総論として答弁いただいたんですが、どういう災害が来るか、災害予想は難しいのですが、もう少し具体的な対策ですね、考えてるかどうか聞きます。

というのはですね、ワークショップやってるとかいろいろ、避難訓練やってるとかあると思うんですが、都会ではああいうふうに生活に支障を来てますので、黒潮町でも支障を来していくと思うんです。そういう具体的なところで、もっと踏み込んだ内容があれば教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、大雨が降る可能性があったり、線状降水帯が発生するような予報が出た場合は、やはりこれまで以上に厳重に警戒をしなければいけないというふうに思っております。

また、その状況になるまでの雨の降り方、それから今後の雨の降りようによって、早めに避難の情報を発令するとかそういったこと、それに伴い避難所の開設を行う、そういったことも検討をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

カッコ2に入ります。大体同じようなことになりますので。

豪雨土砂災害はですね、逃げるタイミングとかですね家にいる場所によっては、命を左右するといわれています。地震と違いまして、大雨は予測のできる災害です。大雨情報は早くから言わわれていると思うんですが、逃げ遅れた住民のニュースを見るたびにですね、住民の危機意識はどうなんだろうかなと、そういうふうに感じることもあります。逃げるタイミングが難しいのかなとも思うんです。

また、逃げ遅れた方も、家にいる場所によって命が助かったと、そういう人の話も出てきます。

豪雨土砂災害は、地震津波災害に比べ頻度はもう確実に多いわけですが、住民の危機意識は、私は津波浸水区域に住んでる関係もありまして少し弱いといいますか薄いような感じをしてますが、どのように捉えているでしょうか。

また、行政としては避難指示への対応の時期も難しい面があるんじゃないかなと思うんですが、このへんの対策はどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、豪雨土砂災害の備えについてのご質問にお答え致します。

豪雨土砂災害に関しては、気象台が発表する大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等の情報や、河川の水位、土砂災害危険度情報等を基準に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令しています。

避難の時期を逸することなく、また夜間の避難とならないよう、早期の発令に努めています。

また、平成30年度からは、各地で土砂災害のワークショップを実施し、いつ、どこへ避難するのかを取り決める自主避難計画の作成を進めてまいりました。

平成4年度には、土砂災害の恐れのある51地区で完了致しました。

これらの自主避難計画は地区防災計画の一環として位置付け、出水期前の計画の見直しや、出水期後の検証を重ねることで、計画書の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

町としてもですね、今まで何度も私もこの質問をしてきたんですが、豪雨土砂災害について危険性のある地域は津波浸水区域と違ってですね、山間部に多いわけですけど、ワークショップをずっとやってきたっていう話。それから、ワークショップがそれ1回だけじゃなくて、ハザードマップを作ってもそれだけじゃなくって、その都度話し合いをして変更もしていくと。そういうふうな話は聞いたんですけど、私がさっきちょっと聞いたのはですね、私が個人的に特に思うのかもしれませんけど、地震津波の場合はものすごい大きな衝撃がありましたので、住民の中に危機意識っていうのがすごくあるような感じがするんです。土砂災害っていうのは頻繁に起きてるんですけども、家が私たちはもう根こそぎなくなると、そういう思いがいつも頭にあるんですけど、そういう観点から考えてもですね、ちょっと意識は弱いのかなというふうな心配をしてたんですが、そういう点は行政の方はどのように捉えているでしょうか。

先ほどしたんですけど、答弁が漏れてたと思うんです。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

避難のタイミングというのは、地震津波と豪雨土砂災害では違います。

地震津波であるならば、大きな揺れがあると大きな津波が来ますので、そこで避難を開始するという明確なものがございますが、豪雨土砂災害に関しては、雨の降る状況や、また一人ひとりが住まわれている状況、置かれている状況。そういうものにより避難するタイミングや避難する場所、そういうものも違ってくる面はあります。

そういうことから、平成30年度から各地区において、各地区ごとでそれぞれの避難するタイミング、どこへ避難するのかというようなことを話し合っていただきました。これを行った意味というのも、やはり豪雨土砂災害への備え、それを住民の皆さん一人ひとりに捉えていただきたい。そういうこともあり、こういった取り組みを行ってまいりました。

確かに地震津波に比べると、ひょっとすると豪雨土砂災害への意識というものは低い面もあるかとは思いますが、やはり、全国各地で豪雨土砂災害による被害がこのように出ている中、住民の皆さんにとっても自分ごととして捉えていただき、いつこのようなことが黒潮町においても起こるかもしれないという意識で取り組んでいただこう、情報防災課としましてもいろいろな集会、集まり等の中でもそのようなお話をていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

答弁のとおりだと思います。

私たちも、なかなか気が緩んではいけない。これだけ線状降水帯の被害があつて豪雨災害があればですね、いつ黒潮町に来るかもしれないし、川の近くじゃなくても何があるか分からぬということは、今後も私たちも気をつけていきたいと思います。

カッコ3に入ります。

災害後の避難生活が身近な問題となって、避難者のトイレの整備が急浮上しております。

災害後の避難生活っていうのは、最近ニュースでたびたび出てくるもんですから、いつかは自分もあのような生活をすることになるんじゃないかなと、より身近な問題として考えるようになっています。

これまででも避難者については、さまざまな角度から何度もここで質問をしてきましたが、今回は、避難所では最も必要される必需品の一つとしてトイレ問題を取り上げました。

町としてはどのように現状、町内準備のですね、それから意識の問題もあると思うのですが、どのようにして現状を捉えていますか。

お伺いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、避難所のトイレについてのご質問にお答え致します。

トイレ配備の状況につきましては、町内全体で見ると配備総数は必要総数を上回ってはおりますが、個々の避難所単位で見ると、不足している個所がございます。

今年度、地区の皆さまの協力を得ながら、防災倉庫や避難所の資器材の棚卸しを行い、トイレの数も再確認致します。

また、本年3月に国が見直した南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を踏まえ、高知県が検討中の新しい被害想定等も勘案し、再配備についても検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

町の方でも再配備を検討するということでしたので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

先月の8月31日ですけど、町の避難訓練がありまして、私の住んでいる浜の宮地区でも実施されました。

当日は、避難タワーに京大の矢守先生もおいでてくれましたし、環境政策室の宮川室長と地区担当の職員さんが来てくれて、避難タワーの倉庫に置いてある簡易トイレの実演をしてくれました。

また、浜の宮地区では、独自の避難訓練を6月にも行いまして、そのときも簡易トイレやテントの組み立てなどをみんなの前で実施をしてくれました。

今回はトイレを実際使った後の処理、凝固剤を使う実演などがありまして、大変参考になりました。やはり目で見る、実施の体験っていうのは身近な問題として捉えやすくて、このような体験は災害があれば必ず生きてくるなあというふうに、住民の皆さんからも声がありました。

大雨や台風災害などがありますと、地震の関係なくですね、各地域の集会所などが避難所になる場合があると思いますが、町としては今後、住民の中に入つてですね、このような実施訓練などを行つていく予定などはお持ちでしょうか。

お伺いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

議員がおっしゃるとおり、総合防災訓練の際には、各地区で避難訓練の後にそれぞれが工夫していただき訓練を実施していただいております。

町の方でも、配備しておりますトイレ以外のものもございますので、そういったもの等も訓練の中で実際に使用していただき、使い方を学んでいただき、実災害の際にはそれを活用していただける、そういった体制にしていかなければいけないというふうにも考えておりますので、総合防災訓練や各地区の訓練、独自の訓練、そういったことを行う際には、ぜひ情報防災課としましても、そういった資器材を使う訓練、そういったものも検討していただき、情報防災課としても協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

ぜひですね、実際に目で見る、使ってもらつてということは、耳で聞いてるだけじゃなくて私たちも実施してそれを見せていただいて、今度ふれあいサロンなんかでも呼んだらどうだらうかっていう声が出てきております。そういうふうにして、住民の中に広がつていけばいいなと思って。

また、自分のうちに簡易トイレをね用意しときたいっていう声も出てきてます。私に買うてきてって言われてますけど、なかなか忙しくてできませんが。私も自分の家に簡易トイレの簡単なやつはありますので、それを買うて、もう逃げるときには時間があれば持つて逃げたいなあと、そういうふうに思つてるんですが。トイレ問題っていうのは本当に大変なことで、ぜひ準備が大事だし訓練も大事だと思ってますので、今後も続けていってほしいと思います。

4番になります。

避難所問題で、スフィア基準がやつとテーブルの上に乗り始めています。今後は、徐々に住民の中に浸透していくものと思われます。

町としてはこの基準をどのように捉えて、今後どう生かしていくのか。その方向はどうでしょうか。

教育での生かし方については、詳しい内容は切り離してお聞きしますので、その点もよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、避難所のスフィア基準についてのご質問にお答え致します。

人道憲章と人道支援における最低基準、通称スフィア基準は、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたものです。国においても令和6年12月に、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針をスフィア基準に沿つたものに改訂しました。

スフィア基準は、被災時においても、被災者等の尊厳を守るための基準であり、単に必要量等の数値を満たすことだけが目的ではありません。

しかしながら、避難生活をより良い環境とするための最低限の基準となることに変わりはないため、スフィア基準を生かし、避難所の環境整備に努めてまいります。

また、教育委員会部局におきましても、教育関係者を含む多くの団体、機関で構成する、子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議にて、スフィア基準に関するご講演をいただき、理解を深めることとしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

具体的な内容を課長の方から答弁いただきまして、スフィア基準が本当にこの場所で堂々と広まっていっているんじゃないかなっていうふうに感じます。

先月の8月18日の高知新聞ですが、見出しにですね、避難所設備基準以下半数との見出しがありますと、共同通信社が全国自治体に調査を行ったという記事を載せております。記事によりますと、トイレの数は49パーセントが、また1人当たり最低の面積ですね、居住面積も49パーセントが政府の基準を満たしていないという回答があったと、記事に出ております。

政府は昨年12月に、課長も言われましたが、自治体向けの避難所運営指針を改定して、国際基準、スフィア基準のことだと思いますが、国際基準を新たに取り入れて1人当たり最低3.5平方メートルを占有スペースとする。また、トイレについては1人当たり災害発生初期段階で、50人つき1基のトイレを用意するように明記したとありますが、黒潮町はこの点、実際の数字としてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

トイレにつきましては、先ほど答弁しましたとおり50人に1基という、単純な数字だけで言いますと町全体としては確保しております。

しかしながら、答弁しましたとおり避難所ごとにおきましては、足りていない個所、そういういたものもあります。また、スフィア基準にもありますとおり、ただ単に数値だけではなくトイレにおいても質の問題。そういういたこともあります、そういういたものも考え、また今後、県が今検討しております南海トラフ巨大地震の新たな被害想定の被害状況。そういういたものも勘案して、トイレ、それから避難所の面積。

避難所の面積につきましては、1人3.5平米になると、まだきちんとした計算はしておりませんが、少し足りなくなるのではないかというふうに考えております。

また、こういったものも県の被害想定を見て再度検討し、先ほども答弁しましたとおり、トイレを含めた資器材等についても再配備、再振り分け、そういういたものについても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

黒潮町はやっぱりさすがですよね。トイレ50人に1人という基準を満たしていると。

ほとんど、全国の中では半分、49パーセントがまだそこに行き届いてないという数字が高知新聞の記事ではあったんですけども、さすがだなと思って聞いてました。

それから占有面積については、今後のきちと調べていくということでしたが、これはなかなか難しいこというのは、調査するのが難しいのかなと思ったりして聞いておりましたけども。全国各自治体ではですね、まだまだ準備が道半ばのところが多いです。黒潮町は進んでおりますが。

先ほどの高知新聞の記事によりますと、もう大規模災害が起きたときに被災者はトイレの不足に苦しんできました。平時には当たり前の存在がひとたび失われると、体調は悪化し、災害関連死の引き金ともなる、というふうにまとめています。自治体の多くは予算と保管場所が問題となるという記事もありますが。

じゃあ今後、今も大体対策は言われましたけども、こういうスフィア基準に沿って町はそれをさらに進めていくといいますか、それを完全なものにしていくというか、そういう方向で進めていくんでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

黒潮町の避難所の環境というものは、まだまだ整備が不十分な面もございます。

ですので、国の方の取り組み指針、スフィア基準に沿ったものというふうにもなっておりますので、こういった指針、それからスフィア基準、こういったものを生かし、被災者の皆さまが少しでも良い環境で避難生活を送れる。そういう状況になるよう、検討、それから配備、こういったものについてもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

先ほどから課長も言ってますようにスフィア基準っていうのは、そういう数字的な整備の問題と、それから考え方の問題ですよね。スフィア基準そのものはですね、被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、援助を受ける権利があるというふうに書かれてありますが、そういうまとめられてありますけども、考え方、私たちの持ち方、それから行政の持ち方、国の持ち方の問題もあると思うんです。

スフィア基準については、議会で今まで何度も取り上げてきましたし、国際基準としては大変大事なものです。国もやっと本腰を入れて、こういう基準が乗ってきたなというふうに思っています。

それで、被災者はですね、災害に遭ってみんな大変なんだから少々のことは我慢すべきと本人も周りも思ひがちですし、これまでの災害でもこの考え方は深く根づいていたといいますか、宿っていたといいますか、そのような内容があったということを、新聞等で教えられています。

被災者であっても人権は守られて当然だし、被災者だからこそ人間らしい尊厳ある生活を営む権利がある。また、堂々と援助を受ける権利があるんだっていうことを、私たちが知っているのと知らないのとでは大きな違いが出てくると思います。大変苦しい避難所生活になりますんで、大事なことだと思うんです。

また、地方自治体は国際基準に沿って、被災者の権利を擁護するためのさまざまな対策を取っていくということが求められています。災害関連死というのがやっと大きな問題として近年は取り上げられるようになりますて、今ではもう当然の課題として取り組みを進めている体制が始まっていると思います。

行政としましては、一度にその基準の全てを満たすということは不可能かもしれません、独自の努力で解決できる内容に早く近づく。大体答弁は先ほども出てきておりますが、その中でですね、何をどう優先してやっていくかということが1つあると思います。

それとですね、やっぱりスフィア基準を完全にやっていくといいますか、これから浸透していくには国も予算をつけてほしいとか、そういうことが全国的には声が出ておりますが、行政として優先してやっていくことと、国に対して意見を言っていくのと、関連はありますがその両方をやっていかなきゃならないと思うんですが。

そのへんについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁さしていただきます。

まず、行政単体でできることの優先順位ということでございますが、被災事例、被災地の事例を拾いますと大体明確に出ておりまして、今回もご質問いただいておりますトイレ、それからサプライチェーンが復旧するまでの食料、水、こういったものです。

一応数字的にはクリアでできておりますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、効率的な配備ができるのかというのをもう一度検証する必要がございます。

今年の地域担当制の一つの大きなミッションなっておりますので地域の防災倉庫の棚卸しをやらしていただいた上でですね、行政が備蓄しているものについては把握でありますけれども、地区、地域が独自に配備されているものについて必ずしも100パーセント補足できておりませんので、まずそちらを補足していただいた上で効率的な配備を進めてまいります。

それから国への訴えでありますけれども、そもそもですね、このスフィア基準を満たせというのはですね、単独自治体では無理です。その旨はですね、もう何度も国の方に申し上げてまいりました。

それからもう一つはですね、被災区域。特に津波ですね。1つの自治体の一部の地域が津波で被害に遭いますという自治体と、黒潮町のように、例えば浸水区域内に8割の方がお住まいになっておられて、当然人口密集地にさまざまな公共施設が整備されてるわけですから、そちらは避難所として使用ができないと。もうこのようになります。

そうなったときはですね、先ほど申し上げた一部がやられる自治体と、自分たちのように広域でやられる自治体とでは、全然こう立ち位置が違うわけです。そのさびわけは国の方でやってほしい旨もこれからお伝えしておこうと思って、今、理論武装中です。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、8割浸水区域にお住まいになっておられて浸水区域外の公共施設の数が圧倒的に少ない黒潮町としてはですね、例えば床面積の確保一つ取ってもスフィア基準を単独の自治体で満たせというのは本当に無理な話でございまして、これは国がですね主体的に進めるべき課題だと僕は思っています。

特にスフィア基準、宮地議員からもご指摘ありましたし、課長からも答弁さしていただきましたが、基本的姿勢の方がよっぽど重要でございまして、国がそれをしっかり読み込めばですね、もう少し国との積極的な関与があつてしかるべきというのが、自分の考えです。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

災害が起きたときにですね、避難所生活の、本当に避難した方が体育館で本当に雑魚寝のように寝てるとか、いろいろ不自由な面がニュースで出てくると、私たちもああいう暮らしになるんだな。何とか工夫しなきゃいけないなあとかいう、割と皆さんこの頃ですね、そういう声が聞かれます。そういうときに本当、今回スフィア基準というのが出てきて、今町長が言われましたように一自治体の問題じゃないですし、特に南海トラフっていうのは大きな地震災害ですので、国がしっかりやってもらいたいっていうのは以前も町長言わされたと思います。

それで、避難所生活では、外国と比べてですね、その復興の仕方、援助の手の差し伸べ方が全然違うというのを町長が以前答弁でもしていただきましたけども、台湾地震が能登半島地震の後にあったときに、1、2カ月か後に台湾地震があったんですけど、すぐに復興が日本と比べてできたんですよね、台湾っていうのは。日本がそこに行き着くのにはいつになるのかなあというふうに、何とかならないのかっていう声は、よく出てきました。ぜひですね、今町長言わされたように、国の方にまた大きく力を尽くしてですね、頑張って声を上げていただきたいと思います。

それで次の、今的内容を置きまして教育問題の方にいきますけど。

3月議会で、教育長に学校でもスフィア基準を取り上げることを提案しまして、子どものときからこういうことは知つておくことが大事ではないかという質問をしたんですが、教育長からは、快諾の心強い答弁をいただきました。

早速、先ほども課長から紹介されましたが、今月の26日に催されます、子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議の中で、事例で学ぶスフィア基準、子どもの命の守り方と、まあこれは仮の演題だそうですが、こういう内容の講演を企画していただいております。

これらを企画した経過をお聞きしたいのと、また、今後教育の中で、人権の課題としてスフィア基準をどのように子どもたちに浸透させといいますか教えていくといいますか、そういう方向などがありましたら、この点も併せてお答え願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

学校教育の取り組みと致しましては、スフィア基準と学習指導要領の双方に共通する、人間の尊厳、安全の保障、国際理解といった理念を重視し、これらを生かした活動を全体に広げていくことが重要であると考えております。

子どもたちが自らの命を守る力を育むとともに、他者の尊厳を尊重し安全を大切にしながら、国際的な人道の理念への理解を深めていくことを目指しております。

具体的には、今年度の4月の校長会でスフィア基準の話を行い、今年度の中学校での取り組みを検討をいたしました。この段階では、スフィア基準のことをもう少し詳しく知った上で取り組みに組み込めるのか検討が必要ということになりました、年間計画の中で動いている状況でありますので、今年度直ちに取り組むことは難しいという判断になりました。

そこで、前回で共有した学習も必要であることから、先ほどから出てきておりますけれども、9月の26日に開催する子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議におきまして、スフィア基準の内容について講演を計画した次第でございます。

これらを踏まえて、先ほど答弁致しました方向性につなげていきたい考え方でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

教育のことは私、本当に詳しく分からぬんですけども、この問題を学校で取り上げてくれると。校長会も聞いて、そういう話を進めているというふうな答弁だったんですが、よくよく検討していったら、今年度は取り扱うのは難しいので来年度になるということだったように思うんですけども。

こういうものがあるんだっていう内容はですね、そんなに難しくないと思うんですが、まず知つてもらうと。子どもたちに分かってもらうということはいつでも、私も教育はよく分かりませんけど、いつでもできるんじゃないかなというふうに思うんですが。災害はいつ起こるか分かりませんのでね、来年度に待つてくれるわけではありませんので、そういう点では迅速性も必要じゃないかなと思って、今年の3月に質問をしましたよね。私ね。

そんなに、大きく構えることはもちろん必要ですけども、目の前でできることがあるんじゃないかなというふうに聞いてたんですが。

このへんはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

今年の3月にご提言をいただきまして、先ほども答えさせていただきましたけども、4月の校長会で中学校での取り組みについて検討をいただいたところです。

学校の方も、まだスフィア基準の内容について十分に承知をしてないところもございまして、直ちに生徒にこのスフィア基準のことを年間の防災計画の中で取り組むのは難しいという判断になったということでございます。

学校の方もこちらの方の意識は持っていたいと思っていますので、今回の9月の学習も踏まえて、また学校の方で検討いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

言われることは分からぬわけじゃないんですけど、スフィア基準っていうのがあるんですよ。国際基準っていうのはもうあって、国も取り入れたんですよ。私たちは知つていいかなきやならない権利ですよ。覚えてなきやいけない権利なんですよっていう、それぐらい簡単なことは防災教育の中でできるんじゃないかなっていうのは、教育のことよく分からぬ私が言つんですが。

そういうことも難しいですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

スフィア基準のことを、学習指導要領に共通する人間の尊厳、国際基準、そういったことの理解のことをしっかりと学校の中で取り組むと。しかも、防災が待ったなしという状況になっているということは、学校の現場も十分承知をしているところではあると認識をしております。

その中で、今年度直ちに取り組めなかつたということにつきましては、学校の方もスフィア基準のことをもう少し勉強をしっかりとした上で、子どもたちに落とし込んでいく必要があるといったことでの判断であるというふうに考えております。

今後については、それらを踏まえて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

平行線かもしれませんけど、全体的に大きく進めていくといいますか、根本的に進めていくのは教育次長の言われるとおりなんんですけど、簡単に取り上げるっていうことは、私はそんなに難しくないと思うんです。こういう基準があるんですよということを。

教育長はどうですが。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

今、次長の方から答弁したとおり全体像が不透明になっておりまして、学校の方ではですね、順次進めてまいりたいというふうに思っておりますけども、実際このスフィア基準というのは、学校現場ではなかなか浸透はしていない状況でございますので、取り扱う内容によってですね、そこを順次ですね、学習の中へ取り入れていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

それでも、まあ1年間で一步進みました。

国の方も進んだわけですから、これからは教育現場でもどんどんこのスフィア基準が生かされて私たちの中に浸透していくものと思います。大いに期待しております。

1番の質問を終わります。2番に入ります。2番、人権問題についてです。

先の参議院選挙で、日本人ファーストのスローガンが出てきましたが、人権の課題として捉えるなら、かなり問題があるのではないかなど考えます。

カッコ1に入ります。

町内では外国人の方もおいでますし、町では、以前から外国から実習生も受け入れてますが、町としてはどのような見解を持っているでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、外国からの実習生についてのご質問に答弁させていただきます。

ご存じのとおり、町内には多くの技能実習生を受け入れておりまして、それぞれ技能を学びながら、結果として本町の産業をお支えいただいております。

町と致しましても、これらを受け、早い段階から日本語を学ぶ機会の創出や交流イベント等の機会を設けてまいりました。

今後も実習生の皆さんのが地域の一員として、できるだけ不便、不安なく暮らせるよう、受け入れ事業者の皆さんと連携をしながら環境整備に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

実習生のことがあって環境整備に努めていくという答弁で、少し私は、町の見解全体の答弁があるのかなと思つてましたけど。

この日本人ファーストっていう意味は、日本人こそが一番大事で、一番大切にされて、あらゆる事柄に対して日本人が優位であると。そういう意味に私には取れまして、嫌な気分を抱きました。

心情的な問題だけにとどまらず、具体的な外国人差別の根拠として、デマも流されました。デマの内容は、外国人が優遇されているとか、外国人が犯罪を冒しているとか、根拠のないもので、外国人全員が悪者のように取られかねない。そういうふうに私は心配しました。

物価高や賃金が上がらないなどなど、私たちの暮らしが大変な原因が、いかにも外国人が問題であるかのようなデマを交えて人々を分断してきたと、そのように思っています。

時間の経過とともに、マスコミでもこれらのデマに対して、真実を取り上げて反論する記事が出てきています。その一部ですが紹介しますと、流されたデマの代表的なもので、生活保護を受ける人の3分の1は外国人というのがありました。その内容に対して、7月11日付の毎日新聞が、外国人の生活保護受給者は2.9パーセントという記事を出しています。

また、外国人が増えて治安が悪化しているとの内容については、日本経済新聞が7月15日付で、外国人による刑法犯は20年で大幅に減っているなどなど、新聞メディアも検証を始めてデマや対策を発信しております。

この10年間で、日本に暮らす外国人は1.7倍に増えているそうです。その人たち全体に対して、デマを持つての差別的な発言をこのまま放っておいていいとは思えません。外国人であろうと、共に暮らしていくことがいかに大事な取り組みなのか。

先ほど町長の答弁でもありましたけど、町内で受け入れている技能実習生は町内の産業を支えてくれると。そういうふうな答弁がありました。町としてはこういう問題に対して何か方策ありますか。このことに対して、発信等はありましたか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

今回の参院選にまつわるさまざまな外国人という、まあ移民政策の可否を問うようなそういう状況が多かつたのではないかなど、そんなふうに思っていますが、全てを把握できているわけではございませんので、ここで何かをもってですね、それは差別であるとか、合理的な区別であるとかっていうことへの言及は少し拙速過

ぎるかなあと、そのように思います。

それから、ご質問ございました、それを受け町の方が何かの情報発信があったかということでございますけれども、現段階ではございません。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

カッコ2に入ります。

参議院選挙の後に開催されました全国知事会では、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すとして、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていく、との青森宣言を全会一致で採択しています。

町にも立派な人権条例があります。町民一人ひとり、人権が保障されておりまして、多様な生き方を認め、人々の分断や差別を戒めています。

何とかファーストとの考え方には組み入れない内容だと思うのですが、町の見解をお聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、違いを強調したファーストとの考え方が差別を生む土壌だと危機を感じるが、町の人権条例から考えてどうかというご質問に答弁させていただきます。

まず、ファーストという単語だけを切り取って差別の土壌であると断じるのは、少し拙速であり危険であると考えております。

今回の場合は、発信者の意図、あるいはどういう文脈で使われたかによって評価も変わってくると思われます。そういう観点から、現段階において町の人権条例に照らし合わせて評価をするということは大変難しいというのが現状であろうかと思います。

また、全国知事会が採択致しました青森宣言の排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すという、その前文について否定される方はほとんどないと思われますけれども、国民の中にも多様な意見がございまして、求められているのは、国民コンセンサスに基づいた詳細な制度設計です。

排他、排外主義に陥らず、かつ、国民も安心、納得できる共生社会の在り方を国が早急に示すべきだと考えています。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

全国知事会ではですね、次のようにも言っています。

国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば、日本人と同じ生活者であり、地域住民であると言っております。

また、そのときの全国知事会の会長でした宮城県知事の村井さんですけど、村井宮城県知事は、グローバライズされた国際社会で先進国の日本が外国人受け入れを拒むことはあってはならないと述べ、外国人との共生を図るべきとの考えを示しています。

また、島根県の丸山知事は、それをさらに進めて、弱者への排除というものを外国人に認めてしまうという

ことは、外国人以外の社会的弱者への差別にもつながりかねないと、憂慮を表明しています。

外国人を差別することは、結局は障がい者や子どもや高齢者等と社会的弱者への差別へと拡大していくと考えるのですが、地方自治体のトップが日本人ファーストの持つ危険性についてさまざまな声を発信していることは、知事も町長も選挙で選ばれた住民の代表ですから、住民に向き合った、寄り添った政治を日々行っている証ではないかなと、私は考えています。

今、少し町長から答弁はあったんですけども、町長は知事の皆さん、住民に向けて発信した内容についてはどのような見解をお持ちですか。

再度になりますが、これは町長は、先は国が示すべきだというふうな答弁がありましたけど、町長自身としてはどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁をしていただきます。

前段答弁でもさしていただきましたように、文書全体はですね、どこを取りましても多くの反論が起こるような文にはなってないと思っています。

ただ、自分の経験としてですね、多文化共生社会がいかに難しいものなのかということを自分は実感として体験してまいりましたので、その点からですね、しっかりととした制度設計がないままに流れていくとなりますと、これは外国人の皆さんにも、あるいは日本人、わが国民ですね。国民側にも双方にですね不利益を被る状況になります。間違いなく。

これは、例えロシア、ウクライナの対立でありますとか、イスラエルにおけるユダヤ人とパレスチナ人、あるいはイラクにおける民族、宗派。それから、自分が長く活動しておりましたトルコでは、自国民に対する難民の割合。こういったもので、その国の中で何が起こるかということを全てではございませんが、一部見てまいりました。そうならないために、しっかりととした制度設計をする必要がございます。それは地方自治体ができるものではございませんで、それは国が主体性を持ってやるべきものです。

それらを踏まえた上で、外国人に対して黒潮町長の立場としてどうかということになりますと、これも前段答弁申し上げましたが、本町に来ていただいている外国人の方は大きく分けまして2つ。1つは、ご移住していただいている方。この方たちは、もう当然のことながら一住民です。それによりまして何かの差別を受けるとか、不当な扱いを受けるということは一切ございませんし、これからもございません。

それから、技能実習生の皆さんもお住まいになっておられて町内の産業をお支えいただいている。かつ、恐らくではないんですけど断言できるんですけども、雇用主もですね、単なる労働力として見ていた時代というのは、もう終わっています。なので、きっちりと雇用主の方も、あるいは受け入れ団体の皆さんも、その技能実習生のことについてしっかりとお考えいただいて、環境整備にも努めていただいている。これが現状でございます。

引き続き、技能実習生の皆さん、そして、ご移住いただきました外国人の皆さんが不当な差別を受けたり、あるいは不当な不利益を被ったりすることのないように努めてまいりというの、黒潮町長としての立場からの意見です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

日本人ファーストというのを全体的に考えたら、いろいろ制度設計を考えているふうに今ありました。

一自治体で言えることではないと言いましたけど、町内にいる外国人に対して、また技能実習生に対しては、町長が今、答弁なさったようにそういう差別があつてはいけないし、不自由さしてはいけないし、今の雇用主さんもそういうふうには決して捉えてないということを言わされました。やはりそういう発信がですね、町の方でしていただけだと、私はすごく心強いと思うんです。

外国の方が住んでる方もありますけど、嫌な気持ちになりますよね。そして、黒潮町でおいでるかどうか分かりませんけども、片方が外国人と結婚してですね、そういう方はいてもやっぱり家族みんな嫌な気持ちがありますので、町民を守るという意味では、町長の今のお言葉は本当に心強かったなと思っています。

今後もですね、1つの差別発言いうものが規定するのは難しいでしょうけど、そういう危険性があるものに對しては速やかに発信をしていただけたらと思います。

カッコ3に入ります。

女性は結婚して家庭に入り子どもを産むなどの主張が政治の場で堂々とされていますが、こんな主張は多様な生き方を認めない女性差別だと危惧しています。平たく言いますとこの主張は、私はこういうふうに思います。女がいい年になったら、やりたい仕事があろうと、もっと勉強したいとか、社会に貢献していきたいとか、そんなことは考えないで、みんなが結婚をして家庭に入って男性に養ってもらって子どもを産むことを使命としなさいと。私には、1世紀昔のような女性蔑視の発言に思えます。

私は女性として憤りさえ覚えるんですが、ここには子どもを産むのが女性の証でもあるかのような決めつけがあるように思うし、そして、性的少数者への配慮も欠けているんじゃないかと危惧しております。

女性でも、性的少数者でも、当然人権が保障され、結婚しようがしまいが、子どもを産もうが産まない選択をしようが、子どもを産むことについてはこれは夫婦の自由ですし、自分の生き方は自分で選択できる権利が人権を保障することではないでしょうか。

これまで先輩たちが、女だからとか、女のくせになどに象徴されているさまざまな女性蔑視の社会の中で、女であっても組織のトップに立つことも、裁判官になろうとも、校長先生になろうともなどなど、どんな職業に就こうと、今では当たり前になりつつある社会状況は、これは長い間先輩たちがそういう差別にくじけることなく、凛として戦って勝ち取ってくれた権利だと思っています。

私たちはたくさんの先輩たちに深い尊敬の念と感謝をしています。ジェンダー平等を掲げる町として、女性の生き方どのように考えますか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、ジェンダー平等についてのご質問に答弁させていただきます。

町では男女共同参画社会の実現のため、黒潮町男女共同参画計画、この計画におきまして、ささえあい、みんなが輝く、黒潮のまちを基本理念に、ともに認め合うまちづくり、ともにいきいきと活躍できるまちづくり、ともに安心して暮らせるまちづくり、この3つの基本目標とそれぞれの取り組み方針を定め、それぞれ各種施策を推進しているところです。

特に社会や家庭において女性が感じる過度な負担感や不公平感、この解消が急務であり、計画の確実な履行に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番 (宮地葉子君)

今、町長が答弁がありましたように、町は男女共同参画の計画を作っております。町はジェンダー平等を掲げて、またパートナーシップ制度も取り入れました。レインボーフラッグもカウンターに置いていると思います。

また、以前、生理用品を公共施設や学校のトイレに置いてほしいという質問をしてきましたが、真摯に受け止めていただいて、今は実現しています。女性のそういう生きる権利についても、本当に真摯に向き合ってくれてると思います。

多様な生き方を、町の条例でも実際の行動でも実施していく黒潮町のスタンスは、私は先進性があって、今ではほかの自治体が黒潮町の後を追いかけてるんじゃないかなと、そこまで自負しているところもあります。

今後もこの姿勢を曲げることなく続けてほしいと考えますが、くどいようですが、同じような答弁になるとは思いますが、どうでしょうか。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、再質問に答弁させていただきます。

現行の黒潮町の基本姿勢にいささかの変更もございません。このまま継続して、取り組みを進めてまいります。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

6番 (宮地葉子君)

ぜひですね、大事なことですので私もくどく言ってますけど、ここまで道のりはですね先輩たちの本当苦労があったと思います。いろんな差別の中で戦ってきた上で、男女共同参画の計画書を作るにも最初いろいろあって、いろんな中で生まれてきたもんですし、やっぱりそういう経過を踏まえて今後も曲げることなく続けていくということは、心強い答弁だったと思います。

カッコ4に入ります。

日本人ファーストを掲げた政党の憲法、構想案ですが、国民主権を否定し、基本的人権は明記されておりません。

6年生の社会の教科書に、憲法は国の基本法であると同時に国の最高法規ですと書いてあります。そして、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを原則とし、1946年に公布され1947年に施行されましたとあります。

町は憲法をどう捉えていますか。

また、学校ではどのように教えられていますか。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは宮地議員の、憲法についてのご質問にお答え致します。

現行憲法は国民の権利と自由を守るため、国家権力を制限することを目的とし、国家が国民の生活に干渉したり、あるいは権利を侵害したりしないよう、憲法という最高法規で国家の行動を縛る役割がございます。

町と致しましても、第99条にうたわれておりますように、私たちには順守義務が課されております。

ご指摘の政党の憲法の構想案では、国民主権が否定されており国家主権となっており、通説的な憲法改正の限界を超えていると思われます。

当該政党においても、恐らくその認識の下、改正ではなく創憲としているものと思われますが、それ以上の評価はなかなか難しいというのが現状です。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは、宮地議員のご質問にお答えを致します。

学校ではどのように教えられているかにつきましてお答えを致します。

学校教育におきましては、日本国憲法は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という3つの基本原理を柱と致しまして、わが国の民主主義と社会の根幹を支える最も重要な規範であると認識をしております。

従って、憲法は教育活動を進める上で最上位に位置付けられるとともに、常に尊重されるべき指針となっているのでございます。

この大前提の下、学校教育では、学習指導要領に基づき、社会科や道徳、人権教育などを通じて、憲法の基本的な理念を子どもたちにしっかりと理解させるよう指導を行っているところでございます。

小学校におきましては、社会科の学習や生活の身近な題材を関連付けまして、学習を進めているところでございます。

また、中学校におきましては、憲法の三大原則を体系的に学ぶとともに、教育を受ける権利、表現の自由、法の下の平等など、具体的な規定を取り上げ、憲法が私たちの生活や社会の基盤を支えていることを学んでおります。

特に、児童生徒一人ひとりが、自らの人権を大切にするとともに、他者の人権を尊重し、多様な価値観を認め合う。そういう姿勢を育むことができるよう、発達段階に応じて学習活動を工夫しているところでございます。

今後とも、憲法の基本的な理念を踏まえつつ、教育活動の充実を図り、子どもたちが将来、民主的な社会の形成者として、健やかに成長できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

町長も教育長も、本当に立派な答弁をしていただいたと思っております。

もう質問することはないようなもんですけども、町長言われましたように、憲法は国家権力の行き過ぎを防いで、国民の権利や自由を守るためのものでして、基本的人権の保障の実現を目指していると私も思っています。

私たちは、国の主権者であって、憲法によって誰もが持てる人権のもと、自由に生きる権利を保障されています。

しかし、日本人ファーストを掲げた政党は創憲チームというのがあって、2年かけて作成した新日本国憲法の構想案ですけども、ここには次のようにあります。

日本国憲法の第1条ですが、新日本国憲法ですね、構想案の第1条ですが、日本は天皇のしらす、しらすと

は治めるということですが、君民一体の国家である。中身の小っちゃいとこのマル3番にですね、天皇は国民の幸せを祈る神聖な存在として侵してはならないとあって、主権者は私たち国民ではなくて、天皇であることがうたわれています。そこには国民主権はありません。そして、基本的人権も明記されておりません。

6年生の社会の教科書、先ほど紹介し、また繰り返しになりますけど、教育長も言わされましたけど日本国憲法にある国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの原則は、戦後生まれの私も小学校で教わりました。この原則があってこそ、私たちは権力の横暴から守られているし、人権が保障されています。

私がくどくど言うことではないんですけど、再度ですね、学校ではこの3つの原則が一番大事だと思うんですけど、どのように具体的に教えられているか。

もう一度お尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

いかなる団体、いかなる政党がですね、さまざまなことを言われようともですね、私たち学校現場におきましては、日本国憲法の下にですね、活動していることでございます。

その中で、まず、教育振興基本計画につきましては、国家レベルの教育の総合戦略ということになるわけですが、それに基づいて学習指導要領が実行プランということになっております。

そんな中で、学習指導要領に基づいてですね、肃々と学習を進めていくということになろうかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

私たちも当然ですが、議員も特別公務員です。憲法第99条にあると町長が言わされましたけど、憲法を守つていくようにやっていかなくちゃならない。

いろんなことが世の中にはありますけど、この国民主権、基本的人権、平和主義っていうこの3つの原則はみんな忘れてはいないと思いますが、ぜひ私も守つて今後もいきたいなと思っております。

私の質問はこれで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休憩 10時51分

再開 11時05分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

3番（小松孝年君）

議長のお許しがありましたので、一般質問を致したいと思います。

今回、私は2点構えております。スクラップアンドビルトについてと、ふるさと納税についての2点。ちょっと関連するところありますけれども、まずはですね、通告書のとおり質問したいと思います。

1番のスクラップアンドビルトについて。

これ1としまして、財政健全化を進めるために、7年度から3年間、予算総額縮減のために事務事業全般の見直しをし、予算編成に当たってスクラップアンドビルトを行って、行うということで半年を過ぎました。

来年度の予算査定が始まる今の時期になっておりますが、現時点での問題点や反省点などはないかということで、1問目お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは小松議員の、スクラップアンドビルトについてのご質問に答弁させていただきます。

令和7年度当初予算編成方針におきまして、令和7年度から令和9年度までの3カ年を予算総額縮減の集中改革期間と位置付け、財政健全化を強力に推進していくとさせていただいております。

先の3月定例議会におきましてお認めいただきました令和7年度一般会計当初予算は、予算査定におきまして予算総額の縮減を図りましたが、結果として116億4,000万と、依然として高止まりの予算となっております。

このことにつきまして、今後の財政運営に予断を許されないといったことから、4月から町長および企画調整室において事業効果に着目し、全事業の評価を厳しく行う事業総括表の作成及び管理職ヒアリングを行い、それ以降、各課との事業計画協議でスクラップアンドビルト、つまり廃止と構築の視点を持って進めているところです。

今後、来年度の予算編成方針を10月末に通知し、予算査定は12月定例会議終了後より順次行う予定としております。

現時点での問題点や反省点などの確認を行うまでには至っておりませんけれども、現在取り組んでおります事業計画協議の成果が確実に次年後予算に反映するよう、しっかりと取り組みを進めてまいります。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

まだ半年しかたってないということもあるし、いろいろと反省点もあるんだと思いますけれども、今、町長の説明の中にもちょっとありましたように、スクラップ、廃止とかですね縮小、それからビルトっていうのが、何言いか、構築。構築というのは、そのスクラップしたことの予算というか、その財源を基にですね、新しくまた事業を生み出すという意味もありますので、そういった意味で、実際のところ7年度の予算総額も減ってないというのは、もう仕方ないかとも思います。

そこでですね、大まかではありますけれども、ちょっとどんなところをスクラップしたか。それから、その振り分けするその財源をもとに、その代りに振り分けた事業、ビルト。スクラップとビルトについて、全部細かいところまで言うとなかなかいっぱいあると思いますので、主だったところで、そういった縮小と、それから、その財源を基に新しくやっていくようにした、そういった事業なんかをちょっと上げていただけますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご指摘のとおりですね、スクラップ案件とビルト案件を全て羅列しますとかなり膨大になりますて、主だつ

たところだけ申し上げたいと思います。

まず、財政再建は進めていかなければなりません。しかしながらですね、それが過度に住民生活に影響を及ぼす、つまり住民サービスの低下を招くことのないよう、留意をして進めているところです。

従いまして、令和7年度の当初予算編成におきましては、いわゆる内部、例えば人員体制の縮小、スリム化。あるいは、これは監査委員からも個別に指摘を受けておりますけれども、各種システムの保守。こういったものの内製化を進めなければならない、あるいは、取りやめも含めまして、システムについてはかなり厳しく査定をしてきたところで、その上でさらに令和8年度の当初予算査定、あるいは編成段階におきましても、この2点につきましてはかなり厳しく追求していかなければならぬところだと思っています。

ビルドの案件もですね、細かい政策まで申し上げますと少し多くなりますけれども、代表的なものですね、給食の無償化であったり、そういうことであろうかと思っております。

また、議論でミスリードになってはいけませんので少し補足をさせていただきますと、円滑に回ってる財政運営の中でスクラップした財源を新たな事業に充てる、必ずしも当たるとは限らないというのが、この財政再建の難しさでございまして、いったんは財政均衡を図るための措置をとらなければならないと思って、現在、鋭意作業を進めているところです。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

大体そんなことやと思います。

3年間をめどということはそういうこととだとは思いますけれども、いきなり数字だけ考えて減らしていくことになると、やはり住民サービスの低下とかいうこともやっぱり起こっていきますし、実際、減らしていっていいものがあるかどうかということも、なかなか難しいところとは思います。

今、まあ人員の削減とか、それからもシステムのDXなんかでもちょっと予算もかなり掛かってましたので、そのへんをもうちょっと今、取りやめというか一時休止みたいな形でやってくれてると思います。

関連してくるのですね、2問目にいきたいと思います。

今後の予算編成に当たってどういった面に注意していくかということで、大体出てきてはいると思いますけれども、2番目の答弁お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、今後の予算編成に当たっての留意点についてのご質問に答弁させていただきます。

事業効果を厳しく問う姿勢は、前段答弁したとおりでございまして、今後の予算編成に当たっても大きな留意点となります。それらを踏まえ、予算総額のコントロールをしていかなければなりません。

来年度は、令和6年度の債務負担行為の債務負担の現年化が最大となるタイミングでございまして、これまでと比較してもより一層慎重に予算編成を行う必要がございます。

その上で、予算編成に当たって最も留意しなければならないのは、将来予測も踏まえた地域や産業の減少、ならびに民意の把握です。今議会に報告されました令和6年度各種会計の歳入歳出決算、決算審査意見書を踏まえながらも、住民生活を支えるための支援や将来の投資は、継続的に進めていかなければならぬと考えています。

財政規律を重視しながらもしっかりと民営の反映された予算となるよう、今後も引き続き協議のクオリティ

一を高めてまいります。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

なかなか自分も今、監査員やっていまして、その立場で言うこと難しいがですけども、実際、ただ単に減らしゃあえいつものでもないです。

例えばですね、今回、補正で耐震関係のやつも出てました。20戸分をまた増やすということで。増やすというか、もともと毎年大体そのぐらいやってたものを最初の予算編成の段階で数字的に減らして、まあ言うたら予算減らしてですね、戸数減らしてちょっと減ったような。こんなこと言うたら、言い方悪いですけど、ちょっと自己満足的なことしても駄目です。

結局は、やはりやらないかんことは残ってくるわけですから、最初の予算編成のときにしっかりとそこらへんも組み込んでですね、それをやらないかんことを組み込んだ上で、なおかつ必要でもないかまだ先延ばしてもいいものは延ばしていくとか、そういったしっかりと考えて。

一律に予算を減らしたら、それは簡単なことでありますけども、そういうふうにやっていかないかん。また、将来的にやって黒潮町も財政に戻ってくるもんなんかもありますので、実際そういったところを考えてですね、慎重に予算編成はやっていただきたいと思います。

今言った、後で、補正で、まあ最初予算なかったけどそれでどんどんやつたらええわ、いうことになってくるとですね、やはりその予算の財源を確保するために、やはり基金を崩していかないかんなりしてましたので、今までもね。そういうところで十分注意をして、最初の予算編成は気付けてやってほしいと思います。

ただ、全然お金使わんかったら、逆に町の疲弊につながってきますので。それこそ町長のお父さんが議員のときに、よくいろんな例え話ですね、言ってくれていました。お金は、言うたらその町も一緒ですんで、お金を、どんどんというわけじゃないけど使いながら回していくかんとうまく運営できないということを、ある例え話を基にいろいろやってくれていました。自分はその話はすごい好きで、本当に町もやっぱり町の経営ですね、ただ数字だけ減らしたらええというもんじやないので、そのへんを考えていってほしいと思います。

そういう意味で、2番の方のふるさと納税についていきたいと思いますが。

今回、今年6月の補正で、ふるさと納税のちょっと補正も出ました。これも一つのビルトに入るんじやないかと思いますけれども、2番目のふるさと納税について。

ふるさと納税は現在、本町の財政状況を改善するための有効な手段ではあると思い、昨年の一般質問でも、ふるさと納税を集めの工夫をせないかんということで、何か今のままではいかん。何か策を講じないと、どんどん減っていくばかりやという話をしました。

今年度の取り組みと、途中経過と見通しについて問います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは小松議員のカッコ1、今年度の取り組みと、途中経過と見通しについて問うのご質問にお答えします。

最初に、今年度の取り組みについてですが、令和3年度をピークに減少傾向にあったふるさと納税については、役場職員で対応を図っていくには、手詰まり感が見える状況にありました。

そこで、他の自治体においては、専門的な業者に外部委託することにより、ふるさと納税の寄附額を延ばし

ている状況にもありましたので、当町においても、6月議会にて予算を補正した上で、専門的な業者に外部委託をすることにより、ふるさと納税の寄附額の向上を目指して取り組みを進めています。

具体的な取り組みにつきましては、業務内容のうちポータルサイト掲載ページの作り込み、広告運用、新商品開発など、県内外で実績を有する専門業者に業務を委託の上、対応を図ることとしました。

専門業者との契約につきましては、県内事業者かつ、県内外で実績のあるパンクチュアル様と7月1日付で契約を締結致しました。その後、寄附したいと思っていただけのポータルサイト掲載ページへ作り込みを実施していただくとともに、寄附額の向上を目指した広告運用に取り組んでもらっています。

さらには、新商品の開発に向けて対応を図るとともに、ふるさと納税版のクラウドファンディングの実施に向けて準備を進めている状況にあります。

次に、ふるさと納税の寄附額の途中経過については、今年度の目標額は15億円に設定しております。今年度の9月11日時点では3億2,163万4,000円で、前年の9月11日時点が2億8,345万2,000円でしたので、3,818万2,000円の13.5パーセント程度を増額している状況にあります。

今後の見通しにつきましては、サイト内でのポイント制の廃止に伴う駆け込みに向けた対応を図っておりますので、9月の増加が見込まれますし、11月以降に予定しているふるさと納税版のクラウドファンディングの実施により、寄附額のアップが見込めるものと考えます。

現状としましては、委託事業者の手腕によるところが大きく左右すると考えますが、目標額の15億円に向けて取り組みを進めている状況にあります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

今、室長の答弁の中で、6月の補正で一応組んだやつで、その委託業者に任せてまだ3カ月しかたってない。結構ね、進みはいいんじゃないかと思います。

で、15億の、今、昨年までも1億ぐらいずつ減ってきてもう8億。今年になつたら7億ぐらいしかなくなるんじゃないかなあというふうに予測していたのが、自分ももう絶対無理やろうとは思つてましたけれども、まあけど、今の調子でいくとなかなか幸先いいスタートじゃないかと思います。

なかなか15億までいうがはまた難しいかもしませんけども、せひね、どんどんどんどんそのへん進めていくってほしいと思います。本当にふるさと納税もどんどん減っていて、そのまま置いていたら、ほとんどほかの地域に、もう負けていいですね、うちなんか全然そういうふるさと納税の恩恵に預かることができないような状況になるんじゃないかと心配しておりますけれども、やはりそういうときには、さっきのスクラップアンドビルトじゃないんですけど、そういったことに打ち込んでいく。まあ言うたら利益を上げていくために打ち込んでいくことも大事です。投資も大事です。そういうことによって町の財政を潤していくことも考えていかなければ、均衡が持てないと思います。

まあ、なかなか調子よくいきようというので、ちょっと安心しましたけれども。

もうあんまり時間もありませんので、大体今回、この2問、スクラップアンドビルトとふるさと納税について質問したのはですね、いつも言つてますけれども、田舎の悪いところは、いつも町の状態。積極的に攻めていくことも大事やということで、本当に必要なことは国とか県にもやっぱり要望していかないかんと思います。今回、全員協議会なんかで町長がいろいろと国とか県に打ち込んでいってくれるという話も聞きましたので、だいぶこれは先が明るいんじゃないかなあとは思つておりますけれども、なおのこと慎重にいかないかんと思い

ます。

ただ、さっきも言ったように縮小するだけでは行政サービスの低下に陥りますし、また、人口減も拍車をかけていきます。ますます町が疲弊することになっていきます。抑えるだけではなくてですね、その分、新しいものに投資することも大事だと思っておりますので、先ほど言いましたように増やすことも考えていかなければ悪いスパイラルに巻き込まれて、黒潮町の未来がちょっと心配しておりました。

今回の質問はですね、そういうたたかいで厳しい財政状況を早めに脱出して、活気ある黒潮町にまた戻していきたいという思いを込めて質問しました。そういう点をまとめてですね、1番と2番はまとめて何か答弁いただければありがたいと思いますが。

スクラップアンドビル。ビルの中にはやっぱりふるさと納税が入ってくると思いますんで、そのへんちょっと町長的な考え方でどうお考へてるか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず財政面の方ですけれども、ご指摘のとおり、また答弁でも申し上げましたように、過度の住民サービスの低下を招くことのないよう慎重に配慮しながら、同時に財政再建も進めていく。かつては、令和7年度から9年という一番厳しい期間に、短期的にその財政再建の成果を出すというのが、自分が自分に課した使命でございまして。聞くとですね、恐らくそんな矛盾していることが現実的にできるのかというようなことであろうかと思いますけれども、残念ながら黒潮町にはこの道しか残っておりません。

従いまして、目標必達でしっかりとこの財政再建、それから住民サービスの向上を同時に進めてまいります。

それから、ふるさと納税に関しましては6月議会の前の全員協議会でも少し触れましたが、これまでのふるさと納税の制度、仕組みを単純に、何と言いますか汎用的な仕組みを活用するというだけでは、黒潮町の限界値というのはそれほど高くございません。中間業者ですと、大体15億程度が限界でしょうということです。

従いまして、自分たちがそのさらに上を目指すにはですね、少し期間と投資が必要です。今回、7月1日付で委託させていただきまして、さらにポイント廃止が9月末に控えていることから、9月末にいったん集計を取りまして、さらに11月にできればスタートしたいと考えておりますクラウドファンディング。この説明も兼ねて、議会の方に一度時間を、その機会を設けていただきたいと思ってございます。

いずれにしましても、単純に委託したから増えるというものではございませんで、自分たちには自分たちの努力が要りますし、ある意味、投資の政治的決断も必要になってまいります。その点をじっくり皆さんにご理解いただけるよう、取り組みを進めてまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

まあそういう考え方を聞いて、若干安心しました。

本当に投資も必要ですね、減らすことだけ考えるのではなく投資もしながら、やり方もいろいろあると思いますので、そのへん、工夫しながら頑張って財政再建に努めていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

次の質問者、水野佐知君。

8番 (水野佐知君)

通告書に基づき、交流拠点施設こぶしのさとについてと補聴器購入助成について及び熱中症対策について質問を行います。

1番、交流拠点施設こぶしのさとについて。

こぶしのさとは、くつろぎの湯と自慢の食事でごゆっくり、とうたつておる指定管理事業者、株式会社ファンディングベースが4月後半に営業を開始し、まだ月日が浅いですが、町民及び町外からの、かねてからの営業再開を望む声が大変大きく、その分、多くの方からさまざまな声を耳にします。

こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の中で、人口減少対策及び観光振興の推進に寄与するため、地域の維持活性化、及び交流人口の拡大を図る拠点施設として交流拠点施設を設置するとありますが、そのことについてお聞きします。

1、町は現時点で、交流拠点施設としてこぶしのさとが条例に基づいてどのような工夫、取り組み、役割を果たしていると考えますか。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは水野議員のカッコ1、交流拠点施設としてどのような工夫や取り組み、役割を果たしているかについてお答え致します。

土佐佐賀温泉こぶしのさとにつきましては、中山間地域の課題解決に資する施設となることを目指し、今年4月に運営を再開したところでございます。

本施設は、温泉宿泊施設としての機能に加え、地域の活性化や避難所としての利用など、佐賀北部地域にとって重要な役割を持つ施設であると認識しております。

さらに、周辺には、拳ノ川診療所をはじめ、集落活動センター、あつたかふれあいセンター、高齢者生活福祉センターこぶしなどがあり、相互に利用し合うことで、横のつながり、連携を図ることができると考えます。

近隣にそのような施設があり、また、高知大学の地域活動など、多様な主体との係わりといった利点を生かしながら、地域のにぎわい創出の拠点としての役割を果たせるよう、取り組んでいます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

水野佐知君。

8番 (水野佐知君)

今、室長からいくつかの点を述べられましたが、町はそのニーズをどのように把握し、それを受け止め、改善していくために、それをこぶしのさと伝えましたか。

利用する住民や町外の人は、町がやっていると思われている人も少なくありません。私も、町内外の人からさまざまな声を聞きます。その中で、値段が高いけんちょっと行きにくい、という声も数多くありました。現に私の知り合いも、週に2、3回行きよったけど、周りがよう行きようなあと言うけんだんだんと行きにくうなった、と言っておられました。

そのようなニーズの把握については、役割を果たしているかということで。では、今、さまざまな点を述べてもらいました。分かりました。

それを受け、2番目の、地域のニーズはどのように把握しているかということで、具体的な町から見たこ

ぶしのさとの工夫、取り組み、役割。また、町がこぶしのさとに行っている工夫、取り組み、役割についてお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

町の役割としましては、施設と、それから地域の住民、いろんな主体との係わりを持つ、その間を取り持つ役割というふうに考えております。

また、定期的に、指定管理者ファウンディングベースとは定期的に会を持っておりますので、その中で、住民の声あつたり町としての意見を伝えているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

2番に移ってるがですかね。はい。1は言つていただいたので、ほんで2番に移ってるということで。はい。

町としても会議、会議というかこぶしのさと定期的に伝えて、住民からのニーズを伝えているということでしたが。

こぶしのさとが、その住民のニーズをどのように把握しているかということはまだ答えられてないですね。すいません。ややこしいことでごめんなさいね、すいません。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ2、地域のニーズはどのように把握しているかの質問につきましてお答え致します。

地域のニーズにつきましては、特段アンケート調査は実施しておりませんが、佐賀北部活性化推進協議会の参加のほか、集落活動センターやあったかふれあいセンターとの意見交換を通じて、直接ご意見をいただいております。

また、施設使用者の方々につきましては、接客対応の際に感想を伺うなどして改善点の把握に努めており、役場へ寄せられたご意見等につきましても、指定管理者である株式会社ファウンディングベースとの調整を図りながら対応しております。

運営再開当初より、食事メニューや入浴料の見直し、物販コーナーの設置など、さまざまご意見、ご要望を踏まえ、可能なところから改善を重ね、サービスの向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今、室長より、アンケート調査は実施していないけれども、佐賀北部の会議等を通し来店をファウンディングベースの方に伝えて値段を下げ、温泉料金、または食事内容の改善などというふうに、ファウンディングベースの方も努力を重ねているということでしたが。

値段を下げるということに関して、結構多くの方から、それを知らなかつたという方が町内外でも数多くおられます。その方たちは、年取って体も言うことを聞かんようになって温泉行くがが一番の楽しみじゃったけれど、前は回数券を安いときにまとめて買うて毎日行けるときは行きよつた。今度は回数券もないなつたし、ちょこつと高いし、何か行きにくくなつた。窪川からは国道沿いやし、夜は特に暗いけん松葉温泉に行くより近いし来やすいけん、ここに来よつた。でも、ちょっと高いし来にくくなつた、という声もよく聞いています。

これまでも、ほかの先輩議員たちからも、私も何度か繰り返し述べていることではあります、高齢や障がいがあるなどのさまざまな理由で情報がなかなか得にくく方たちへの、より分かりやすく届きやすい、少しでも多くの人が利用しやすい周知方法については、町としてはどう考えますか。

今、アンケート調査は実施せずに、地域の方からの話は聞いているということでしたが、こぶしのさとを、で町に入ったさまざまな情報もファウンディングベースの方に伝えているということでしたが、言われない方たちの声に対してというか、それは、この条例にもある地域拠点施設ということで大切な点である。住民及び、利用しようと思っても、というか、すいません。何か最初、高かつたっていうことを今言いましたけれども、そういうイメージがあつて最初のイメージがあるので、そういうのを聞いたからなかなか利用しづらくなつたというのを町内外の方から聞くんですけれども、それに対して、アンケートとかSNSとかを使っての何か工夫というか、されてるっていうのを感じられる点はありますか。

ファウンディングベースが努力を、具体的に見える努力というか、それに対して応えていく姿勢を、町内外の方が以前のようにこぶしのさとを愛して、ずっとこう使っていきたいな、また来たいなと思えるような点について、工夫についてはどう思われますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

情報発信については、ホームページは替えましたけどもSNSとか、あとは紙とかチラシの部分では、まだまだ弱いというふうに思っております。

そういうご意見は、ファウンディングベースの方にも伝えたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

すごくファウンディングベースの方が努力をされているっていうのは、見ていても分かるんですけども。

今、室長が言わされたように、SNSをファウンディングベース、インスタグラムとかやってるんですけども、その紹介はあっても、住民の方から料金を安くならんのかみたいな書き込みがあつても、それに対しての返事がないんですけども、それで一方通行な部分が見えるんですけども。

それに対して攻めてるわけじゃなくて、ちょっとでも、せっかく私だけじゃなくて皆さんがあつにこぶしのさとが復活したことを喜んでて、良かった良かったってほんとに安心している。で、使いたいと思っているっていうのがあるので、なかなか地元の方じゃないので、地元というかその地域性というか、地域のことを知るっていうのはなかなか難しいと思うんですけども、それに対して、町が間にに入って工夫されているようなことはありますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

町として工夫している例としましては、やはり集落活動センターであったり、あつたかふれあいセンターなどの会合に一緒に入って、そして地域のことを伝えていくっていうところかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今後も、お互に力を取り合ってやっていきたいと思います。

3番に移ります。

こぶしのさとを中心とした地域のにぎわいづくりについては、どう考えますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

水野議員のカッコ3、こぶしのさとを中心とした地域のにぎわいづくりの質問についてお答え致します。

こぶしのさとの運営再開を協議していた段階から、地元の物を販売するマルシェや交流会など、地域を巻き込んだイベントの開催を検討しておりました。

こぶしのさと単独ではなく、近隣施設との連携により共同でつくり上げていくことで、地域のにぎわいづくりにつながると考えております。

その第一歩として、先日9月14日には、こぶしのさと主催による敬老の日イベントが開催されました。子ども向けのお菓子まきやボッチャ体験会なども実施し、課題はあったものの、まずは最初の交流イベントを実現することができました。

今後は、集落活動センターにも協力していただくことを検討しており、イベントの定期的な開催に向け、話し合いを進めると聞いております。今回の反省点を踏まえ、より良い取り組みとなるよう、町としても必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

敬老イベントが行われたことは、大変良いことだったと思います。

今言われた課題、反省点というのは、どのようなことでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まだ反省会等はしておりませんけども、現時点では私が感じたこととしましては、事前の周知の不足だったかと思います。チラシの配布であったり、これだけというところが十分でなかったというふうに感じております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

私も、その敬老イベントの中で、いつもは休憩室が温泉を使う人と食事をする人以外しか使えないというふうに書かれてあるんですけれども、当日はそこで食事もしていいですよということで、家族連れの方が、子どもさんは食事終わった後、ATOM HANDS（アトムハンズ）さんのおもちゃで遊んだり、それを親御さんが温かく見守っておしゃべりをしたり、そして、大方の方から参加されてお食事を食堂で取って、その後、休憩室の方でお茶を飲みながらゆっくりお話をされていた方もいて、こういうゆっくりできるところがあつていいねえっていうふうに言われていたんですけども。

その点でこう思ったんですけども、結構、このお盆とか、盆正月とかに都会から子どもや孫が帰ってきて、家のお風呂では狭いのでこぶしを使ったり、みんなで食事をするのにこぶしを使ったり。

先日、佐賀には同窓会や宴会をしようと思っても食べるところが1個もないけん、子どもらや友達らあが帰ってきてもらいたいや困つちよつたっていう。で、この前、食堂で同窓会をするがに使わせてもらうたけんど、都会から帰ってきた友達がせっかく大正琴を聞かせちゃうとわざわざ持って帰つてくれたけんど、前みたいに宴会するところがないけん、食堂では弾けんかったっけんものすごい気の毒でたまらんかった、というような声とかもあって、先日、休憩所が使われたのは良かったなというふうに思ったんですけども。

町として、それについてはどのように思って、助言というかしていかれようと思ひますか。

それと関連して、お遍路さんが、88カ所の岩本寺が近いということでいつもこぶしのさとを利用されてるんですけども、こぶしのさとの入口の2カ所ぐらいに、食事と温泉以外の方は外の簡易トイレをお使いくださいというふうな表示がしてあって、それを見て、町内の方も外から来られた方も何かちょっと、冷たいという言い方ではあれですね、何かちょっと寂しい気がするっていうふうに言われてきたんですけども。地域交流拠点施設ということで、前は、高知の方に車で行くのに、途中でトイレがしたくなつて、さが温泉の方でトイレを貸してくださいって言つたら、快くどうぞどうぞって笑顔で応えてもらえてすごく助かったというふうな声とかも聞いているのですが、その点についてはどのように考えられますか。

地域の拠点施設としての位置からお願ひします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの大広間の使い方など、良かった点についてはどんどん推進していきたいと思っております。

そのほか、トイレの利用につきまして、全て対応できるところばかりではないかもしませんけども、そういった声というのはファウンディングベース等の定例会の中で伝えながら、改善できるところは順次改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

よろしくお願ひします。

4番、佐賀北部のあつたかふれあいセンターや集落活動センター等との連携の工夫と課題について。

先ほども述べられましたけれども、何かそれ以外にというか、こういう取り組みを計画、お祭り以外に計画してあるようなこととかがありましたら、お願ひします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

水野議員のカッコ4、佐賀北部のあったかふれあいセンターや集落活動センター等との連携と工夫と課題の質問につきましてお答え致します。

これまでの話し合いの中で検討されている内容としましては、まず、あったかふれあいセンターとの連携においては、こぶしのさとがお弁当を提供すること、また、集落活動センターとの連携においては、食部会が作った総菜や商品をこぶしのさとで販売することなど、お互いの活動を生かしながら継続的に協力し合える体制づくりを模索しているところでございます。

さらに、それぞれが実施しているお祭りやイベントに参画し合うことで、にぎわいが一層広がり、相乗効果が生まれるものと期待しています。

今後、取り組みを進めていく上で、新たな課題も出てくるとは思いますが、相互の連携を通じて、地域コミュニティの維持、発展につながるよう、町としても支援してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

相乗効果については、先日、高知新聞にも出ていましたけれども、中土佐の美術館が黒潮本陣の駐車場のところにできて、相乗効果を生んでたくさん人が来ているということでした。ぜひ、さがこぶしのさともそのようになることを願っています。

5番、防災拠点としての役割について、どう考えられていますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

水野議員のカッコ5、防災拠点としての役割の質問についてお答え致します。

こぶしのさとにつきましては、休業に入る前から、黒潮町地域防災計画において、異常気象時及び地震、津波時の避難場所として指定されており、指定管理者側からも、有事の際には避難所として活用をすることでの了承をいただいております。

こぶしのさとの避難所運営マニュアルは既に作成されておりますので、避難所を開設した際の活動内容については、現在、施設スタッフと共有を図っているところでございます。

災害時の防災拠点として、円滑な避難所運営が行えるよう、体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

防災拠点としては、誰でもが行きやすい、ほっとできる場所という視点が大事であると思います。ぜひとも今後もそうなるように、町もしっかりと見守っていってほしいと思います。

2番、補聴器購入助成制度について。

4月から補聴器購入助成制度が始まりましたが、1番、補聴器購入助成の申請数と相談件数の現状について、お願ひします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、補聴器助成の申請数と相談件数の現状についてのご質問にお答え致します。

9月4日現在での申請数は0件、相談件数10件となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

申請数が0件で相談数が10件ということでしたが、2番、課題についてはどのように考えられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、課題についてはどうかのご質問にお答え致します。

現在のところ、相談数も少なく、申請書をお渡しした方につきましても、今後、申請が出されるかどうかについては分かっておりません。

また、これまで申請書をお渡した方につきましても連絡先等はお聞きしておらず、こちらから連絡することができませんでしたが、今後につきましては、申請書を取りに来た際に連絡先をお聞きし、長期間申請の無い方につきましては理由をお伺いするなど、課題の把握に努めたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今まで申請書を取りに来た方に連絡先等を聞いてなかったけれども、最近は聞いて、長期間申請連絡がない方については対応していただくということですので、ぜひともせっかくの補助制度ですので、困っている方はたくさん実際はおられるわけで、助成制度が有効なものとなるようお願いしたいと思います。

3番、早期発見、早期治療についてはどのように考えられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、早期発見、早期治療についてはどう考えるかのご質問にお答えします。

一言で難聴と申しましても、外耳炎や中耳炎などによるものや、突発性難聴、その他の急性感音難聴、聴神経腫瘍、頭蓋内疾患、外傷、そして、加齢以外に特別な原因がない心因性難聴があります。

中耳炎に関しては、抗生素や耳処置などによる治療が有効であることが多く、突発性難聴や急性感音難聴の治療開始は、早いほど効果が高いといわれています。

また、脳梗塞や脳腫瘍と判断された場合には、元の病気に対する治療が必要となります。

このような病気等による難聴の場合には、急に始まることが多いため、比較的早めに耳鼻咽喉科の受診につながることが多いと思いますが、加齢性難聴につきましては、聴力が低下し始めるのは一般的に40歳代からといわれており、数年以上かけてゆっくりと進行するため、なかなか自分では気付きにくく、家族や友人に指摘されてようやく気付くということもあります。

また、補聴器をうまく使いこなすには練習が必要となります。長い間聞いていなかった音を聞き取るというのは難しいことで、慣れるまでには補聴器の調整も含めて時間がかかるとされております。

そういうことも含めて、少しでも早く受診していただき、ご自分の状態を確認した上で、必要であれば補聴器を付けるといった選択をされることをお勧め致します。

そのためにも、まずは自分自身で聞こえにくくなってきたと感じたり、周囲の方に勧められた場合には、一度耳鼻咽喉科を受診していただければと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今、難聴についてのさまざまな理由というか原因、原因というか病気の内容を説明していただきましたが、この補聴器の、黒潮町のこの4月から始まった制度は加齢性難聴の制度だと思っていたが、違いましたか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

黒潮町で補聴器の補助金を出している分につきましては、高齢者の補聴器購入となっておりますので、大部分が加齢性難聴によるものだと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

では、4番の、周知方法についてはどう考えるかということ。

お願ひします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、周知方法についてはどう考えるかのご質問にお答えします。

補聴器購入助成につきましては、広報への掲載、及び民生委員やあったかふれあいセンターの職員にご協力をお願ひしたことで、一定の周知は図れていると考えています。

しかし、先ほど答弁致しましたように相談件数が少なく、申請がない状況となっています。

この状況が周知不足によるものなのかどうかは把握できておりませんが、より多くの方に知っていただくために、ホームページなどに掲載する予定になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今、周知方法についてご説明いただき、今後、周知不足もあるということでホームページなどにも掲載していくということでしたが、町として、例えば四万十市では、この加齢性難聴に対して包括支援センターで補聴器のメーカーの方に来ていただいて、難聴、お話ををしていただいたり、健康福祉課の方でも地域のふれあい談話室とかで補聴器を付けましょうっていうような取り組みというか斡旋というか、対策を取ってるんですけども、黒潮町ではどうでしょうか。

それはできますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、そのようなことは行っておりません。

また、今後につきましても、業者を特定してやるということが困難であると考えますので、近隣市町村、今、四万十市の話をされました、どのようなやり方をやっているのかを確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

近隣市町村の話も聞いていただけたということでしたが。

その四万十市では、補聴器を売ってるお店の方にちょっといろいろお話を聞いたんですけども、四万十市の健康福祉の方からもその補聴器についてのお話を聞きに来たりとかっていうふうな、メーカーじゃなくて補聴器を売ってるお店にそういう話を聞きに来たりとかっていうふうな取り組みもあったようなので、ぜひ当町でも検討していただきたいと思います。

それで、その補聴器を売ってる業者の方から聞いたところによると、加齢性難聴では、補聴器を付けることによって80パーセントの方が難聴が改善するということです。

確かに課長がさっき言われたように、慣れるまでずっと付けていないと、3ヵ月ないし6ヵ月付けてないとなかなか改善には至らないんですけども、そのためには家族の方とか近くの方の援助も必要ということでしたけれども。最初はそうや。で、なかなか耳鼻科に行くとか、補聴器のメーカーのお店に行くとかっていう方は高齢とか障がいとかがあって、足が不自由であるとか、そういうふうなことで大変だとは、それが一つの原因にも、面倒くさいというか大変であるとか家族に迷惑を掛けたくないとか、いろいろな理由もあると思うんですけども、その業者の方が、補聴器を売ってるお店の方が取りあえず1回来てくれたら、補聴器の会社の方から自宅を訪問するということもできると。やってるというふうに言ってたので、そういうことなどもいろいろと工夫して、難聴で困っておられる方が、せっかくの補聴器制度を利用できるようになったらと思います。

3番、熱中症について。

1番、熱中症で救急搬送された数と、入院数、死亡例がありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、熱中症で救急搬送された数と入院数、死亡例はあるかのご質問にお答えします。

高知県下の熱中症警戒アラートにつきましては、6月29日から発令されており、熱中症警戒アラートの発令期間の町内の搬送者数は10名で、そのうち65歳以上の方は8名となっております。

なお、入院者数については確認できておりませんが、死亡例は1件あったとお聞きしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

救急搬送された方が10名で、その中で8名の方が高齢者であったということで、死亡例が1件あったということですが、それはとても悲しい事件だと思います。

それにつきまして、2番、対策はどのように考えますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、対策はどう考えるかのご質問にお答え致します。

熱中症の対策としまして、今年度から、町内14カ所の公的機関やあったかふれあいセンターなどを涼み処としてのクーリングシェルターとして指定し、広報やホームページ、集いの場などでの周知を行いました。

また、地区ふれあいサロンやあったかふれあいセンターの場で、水分や塩分補給の大切さ、外出はなるべく朝夕の涼しい時間帯にするなど暑さを避ける行動、室内環境の工夫でエアコンを適切に使用することなどを周知し、保健師やあったかふれあいセンター、社会福祉協議会などの訪問時にも個別の声掛けを行っています。

また、健康づくり推進委員さんにも熱中症に関する周知を行い、活動に生かしてもらっています。

熱中症の初期症状と応急対応処置につきましても周知を行い、広報やLINE、ホームページ、告知端末放送、IWKにて熱中症予防の放送を実施し、幅広く熱中症予防の周知に努めています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

今、課長の方から、町としてさまざまな取り組みを行ってることをお聞きしました。ぜひ、今後も続けていってほしいと思います。

その中で、高齢の方で、例えば先ほどのように難聴で耳が聞こえにくくてコミュニケーションが取りにくくの方などは、特に暑さ寒さっていうものを感じにくい。そして、我慢をするとかっていうふうなことで熱中症になるっていうようなこともあると思うのですが。

この誰でもが使いやすいクーリングシェルターっていうのも、今年、クーリングシェルターも当町では設置されてますけれども、誰でもが使いやすい、行きやすいかっていいたら、なかなかそこまでは行きにくいとかっていうふうなことがあると思うんですけども、今後、それで町の放送の中でもたびたび、熱中症に気を付けてください、近隣の方は声を掛けてくださいというふうに言われてますけれども、声を掛けやすい、気が付

きやすい仕組みづくりについてはどう考えるか。

それについては、例えば集会場を使うとかっていうことは防災時にもつながってくると思うんですけども、

3番、課題についてはどう考えられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、課題はのご質問にお答えします。

高齢者は、暑さや喉の渇きを感じにくいため、重症化しやすいといわれています。

また、エアコンを、体に悪い、電気代が高いと、使わない方がおられるのも事実です。

しかしながら、近年の気候を考えますと、先ほど答弁致しましたとおり、小まめな水分、塩分補給、暑い時間帯を避ける行動、エアコンを適切に使用することが必要だと考えます。

そのためにも、エアコンの利用の必要性や適切な知識の普及に努めています。

また、暑さを感じにくい方につきましては、温度計の活用、トイレが近くなるなどの理由により水分摂取をされない方につきましては、水分摂取の大切さや、小まめに取る方法につきまして個別に声掛けを行いながら、熱中症について適切な知識の普及、啓発に務めています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

さまざまな工夫や努力をされていることが分かりました。今後も、どうぞよろしくお願ひします。

3問の質問を行いましたが、いずれも住民の福利厚生という点で、重要な点であると思います。

町長は常々、福祉を一番として考えるということを誇っておられます。過疎化し、地域のつながりもだんだんと薄れてくる中で、ほかの先輩議員たちも述べているように、こぶしのさとの条例にもあるように、誰もがこの黒潮町で生き生きと住み続けるためには、温泉を守っていくこと、高齢や障がいがあっても安心して豊かに過ごしていくこと。それは防災時においても、誰一人取り残さないということにつながっていくと思います。そして、それに皆がお互いに力を合わせていくことにより、誰からも魅力あると思われる黒潮町になっていくと思います。

そのように、こぶしのさとで、補聴器でコミュニケーション取りにくくて、なかなかその場所に行けないとか、はい、よろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 12時 20分